

②18歳未満人口

本町の18歳未満人口は、令和6年に就学前児童344人、小学生児童494人となっており、就学前児童数・小学生児童数ともに減少傾向にあります。

18歳未満人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	36	60	62	50	43
1歳	52	43	63	62	56
2歳	75	53	48	65	63
3歳	77	74	58	52	68
4歳	72	77	76	59	51
5歳	86	74	75	78	63
就学前児童数 計	398	381	382	366	344
6歳	83	87	79	77	77
7歳	77	83	87	81	80
8歳	100	80	82	88	82
9歳	89	98	80	86	87
10歳	93	95	99	81	88
11歳	106	93	96	99	80
小学生児童数 計	548	536	523	512	494
12歳	107	103	90	93	100
13歳	117	109	104	93	95
14歳	109	117	109	104	92
中学生児童数 計	333	329	303	290	287
15歳	141	106	113	106	104
16歳	131	142	104	117	107
17歳	147	132	140	104	116
高校生世代児童数 計	419	380	357	327	327
合計	1,698	1,626	1,565	1,495	1,452

出典：住民基本台帳人口（各年3月末日）

③妊婦健康診査

妊婦の安心・安全な分娩・出産と経済的負担の軽減を図るために、公費負担の受診券を交付し、指定医療機関(大阪府内の医療機関)で受ける健診費用の助成を行っています。また、里帰りなどで大阪府外の医療機関で受診された方に対しても、限度額の範囲で健診費用の一部を助成する制度を設けています。

すべての妊婦に対し、1人当たり14回分の公費負担を実施することにより、安全・安心な出産を支援します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	50人	48人	46人	46人	46人
②確保方策	50人	48人	46人	46人	46人

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

④乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の名称で新生児訪問を拡充し、4か月までの乳児の全家庭に対して、新生児記録票等から対象把握を行い、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。おおむね生後2か月までに、保健師または助産師・看護師・民生委員児童委員等が家庭訪問し、体重測定や育児に関する相談に応じています。

ほぼ100%家庭訪問し、必要に応じた助言等を実施しています。また、里帰り分娩等で町内にいない場合は、在宅市町へ訪問を依頼し、母子の状況を確認しています。

対象者から訪問拒否を受けた場合は、子育て支援課や保育所、子育て支援センター、医療機関等の関係機関と連携し、状況確認を行う必要があります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間対応人数/人)	50人	50人	48人	46人	46人
②確保方策	50人	50人	48人	46人	46人

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

⑮乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育園等を提供する事業です。

国の方針に基づき、本町においても実施に向けて体制を整備します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	-	4人	4人	4人	4人
②確保方策	-	4人	4人	4人	4人

※量の見込み算出方法: 国の手引きに基づき算出。

⑯産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

育児支援を特に必要とする産後1年未満の母子を対象に、「宿泊サービス」や「デイサービス」等により、母体・乳児のケア及び今後の育児に資する指導等を行います。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延人数/人日)	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日
②確保方策	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日

※量の見込み算出方法: 国の手引きに基づき算出。

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本事業については、対象者数を少数と見込んでおり、他事業で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありません。今後、本町の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。

本事業については、対象者数を少数と見込んでおり、他事業で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありません。今後、本町の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。

⑲親子関係形成事業【新規】

新たに創設された事業で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

本事業については、対象者数を少数と見込んでおり、他事業で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありません。今後、本町の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。